

千葉県商工会議所青年部連合会災害ネットワークガイドライン

このガイドラインは千葉県商工会議所青年部連合会（以下「千葉県連」という。）
災害発生時に迅速かつ円滑な支援活動を行うために必要な事項を定めるものである。

1. 日常活動

（１）意見交換

千葉県連の役員（以下「役員等」という。）は、日常的に災害発生に対して注意を払い、
災害対策全般の意見交換に努めるものとする。

また、災害が発生した場合に千葉県内の単会同士が支援をし合えるように、千葉県連に所属する
単会の会員青年部をグループ分けし、地域を越えた単会同士の関係作りを支援することを検討するものとする。

（２）災害及び会員青年部の被災情報の報告

千葉県連の役員等は、必要に応じ、千葉県連会長（以下「会長」という。）に対し、災害及び
会員青年部の被災に関する報告を行うものとする。報告方法については後述する。

（３）ガイドラインの内容の検討・充実

千葉県連の役員等は、より効果的に迅速かつ円滑な支援活動を行うことができるように、各事業
年度において役員会等でこのガイドラインの内容の検討を行い、さらなる充実に努めるものと
し、必要があれば更新する。

2. 災害対策本部（以下「対策本部」という。）の設置

（１）災害情報の提供

千葉県連の役員等は、災害発生又は災害発生のおそれの情報を得たときは、速やかに、対策本
部が設置された場合の構成員（会長、直前会長、副会長、監事、顧問、以下「構成員」という。）
に情報提供を行う。

（２）会長への報告

構成員は、（１）の情報提供を受け、又は自ら災害発生又は災害発生のおそれの情報を得たと
きは、速やかに会長に対し報告を行うものとする。

（３）対策本部設置の決定

会長は、前項の報告を受けたとき又は自ら情報を得たときは、ただちに千葉県連が対策本部を
設置して対応すべき災害かどうかを、執行部で協議しなければならない。

(4) 対策本部の設置及び構成員の選任

会長は、千葉県内の災害において必要と判断した場合に千葉県連内で対策本部を設置する。

対策本部長は会長、もしくは会長が指名する者とする。

本部長は、対策本部の業務の責任者として、構成員の中から副本部長を選任することができる。

また、本部長は、対策本部の構成員として年度が替わる時期の災害に対応することや、対策本部の迅速かつ的確な被災地の情報収集・支援活動を目的として、千葉県連出向者及び出向経験者から選任することができることとなっている。

この対象は、千葉県連に詳しくかつ被災地のYEG、被災地に近い地域で正常活動しているYEG、災害時支援活動に実績のあるYEGの所属会員を想定している。

3. 対策本部の業務

(1) 被災状況の調査

①被災地単会YEG役員等への報告依頼又は調査団の派遣

対策本部は、被災地YEGの役員または千葉県連出向経験者等(以下「被災地YEG役員等」という)と連絡をとり、被災地における以下②に記載の情報を収集する。

なお、情報が報道に基づく場合は、その報道元も報告しなければならない。

必要があれば調査団を派遣する。

いずれの場合も救助活動や被災地YEGの役員等や被災地YEGの所属会員、被災地の商工会議所、被災地の自治体、被災地の住民等に負担をかけないように十分配慮するとともに、調査員の安全の確保に努めなければならない。

特に人命救助活動を最優先に配慮する意識を持つ。

例えば救助活動中の地域の携帯電話回線を長時間使用して、SOS発信をつながりにくくさせることなど無いようにする。

②調査する情報

以下はあくまでも例示であり、災害の状況に応じて、支援活動の計画を立案するにあたり必要な情報を収集するものとする。

- ・被災地自治体及びその範囲の特定
- ・被害全般
- ・被災地までの交通手段
- ・食料事情
- ・衛生施設・電気・上下水道・ガス・通信などのライフライン
- ・市役所等公共機関、金融機関等の営業状況
- ・緊急援助物資の要否
- ・行政・ボランティアセンター・医療・自衛隊などの支援体制
- ・災害救助法や被災者生活再建支援法などの関係法令の適用状況

- ・被災地 Y E G、被災地商工会議所等の活動状況
- ・その他、災害支援活動を円滑に行うために必要な情報

③調査時の携行品

現地調査に赴く際には、概ね以下のものを携行するものとするが、あくまでも例示であり、上記②の情報を収集するにあたり必要なものを携行する。

- ・ビデオカメラ・デジタルカメラ・パソコン・プリンター・携帯電話・長靴・傘・レインコート・軍手・名刺・タオル・食料・衣類

（２）支援活動計画の策定・実施

対策本部は、被災地 Y E G 役員等又は調査団からの調査報告に基づき、千葉県連の主体的な支援活動計画を策定し、支援活動に必要な事項を決定する。

支援活動計画の策定・実施にあたっては、支援活動の円滑の実施を図るため、被災地 Y E G、被災地の商工会議所、日本商工会議所との連携を図るものとする。また、全国商工会青年部連合会、全国中小企業青年中央会、公益社団法人日本青年会議所等との情報交換や支援活動の協力等を行い、連携を図るものとする。

なお、災害義援金等の募集にあたっては、「全国商工会議所青年部連合会災害義援金等の募集に関する規程」に基づいて行うものとする。

支援活動の例（災害対策本部で検討）

- ・被災地 Y E G に対する義援金の募集・交付
- ・被災地 Y E G に対する会費の減免
- ・支援物資の調達・提供
- ・被災地での炊き出し等の企画・支援
- ・所属会員関係者の避難・疎開支援
- ・所属会員の事業継続支援
- ・被災地が広域に亘っている場合の各被災地 Y E G への支援の調整支援活動外の例（常設の執行部会議や役員会で検討）
- ・復興イベントの企画・支援
- ・被災地 Y E G ・被災地道府県連・被災地ブロックの活動の支援
- ・被災地外 Y E G の被災地支援活動の支援

（３）被災地 Y E G との情報交換

被災地 Y E G と被災状況及び支援活動についての情報交換を行うものとする。

（４）会員青年部及び所属会員に対する活動報告

対策本部はその活動を記録し、会員青年部に対し、定期的に報告を行わなければならない。

①報告事項

以下のような事項が考えられるが、あくまでも例示であり、災害の状況や支援活動の内容に応じて、報告を行わなければならない。

- ・対策本部設置、対策本部構成員について
- ・被災地の調査結果
- ・被災地 Y E G 及び所属会員の被災状況
- ・会員青年部及び所属会員への支援要請
- ・被災地 Y E G との連携の状況
- ・対策本部の支援活動の内容
- ・その他支援活動に必要な事項
- ・対策本部の解散について

②報告方法

- ・ A T (エンジェルタッチ) による情報提供
- ・千葉県連ホームページによる情報提供
- ・役員会での報告

4. 経費負担

対策本部の活動に関する経費については、千葉県連が負担するものとし、必要であれば補正予算にて対応することとする。

5. ガイドラインの改廃

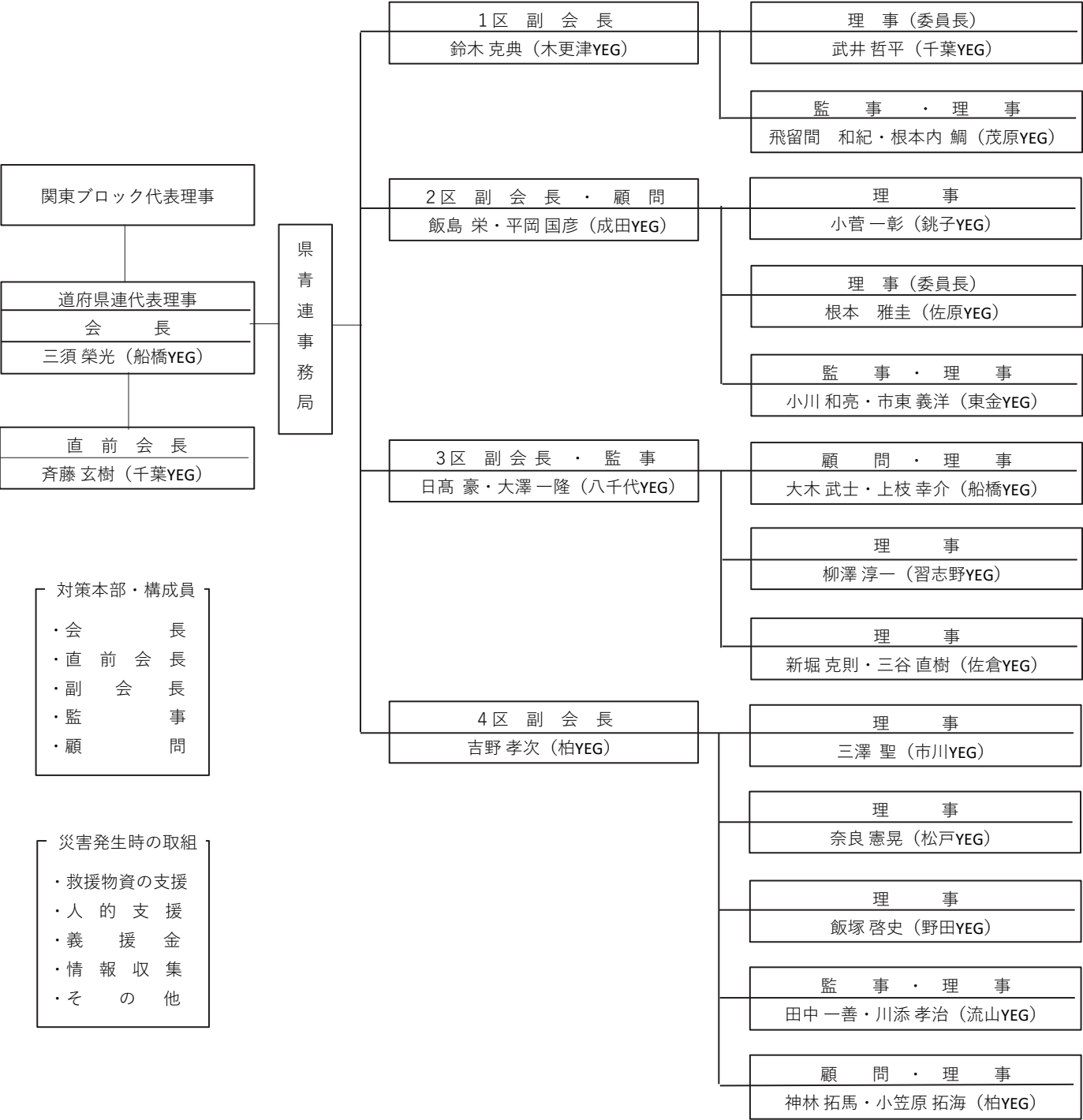
このガイドラインの改廃は、執行部会議の協議に基づき、会長が決定する。

6. 細則

本ガイドラインに特段の定めのない事項および運営上必要な事項は、県青連出向者の決議によりこれを定める。

以上

令和2年度 千葉県商工会議所青年部連合会 災害ネットワーク図



千葉県商工会議所青年部連合会 災害状況確認シート

Y E G 名	
連絡者氏名	
連絡可能手段	携帯電話 ・ Mail ・ AT ・ その他
連絡先番号等	

1.被災状況報告

地域における被災	有(件)	・	無
商工会議所への被災	有(件)	・	無
青年部会員への被災	有(件)	・	無

2.被災状況

ライフライン	電気供給 有(件) ・ 無 / ガス供給 有(件) ・ 無
	水道供給 有(件) ・ 無 / 通信障害 有(件) ・ 無
	その他 ()
建 物 破 損	有 一部(件) 半壊(件) 全壊(件) ・ 無
水 害	有 床下浸水(件) 床上浸水(件) ・ 無
道 路 状 況	寸断 有 (件) ・ 無
公共交通機関	電車（通常・遅延・不通） ・ バス（通常・遅延・不通）
市役所などの公共施設の状況	通常営業・問題有 ()
金融機関の営業状況	通常営業・問題有 ()

その他連絡事項

